

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」に対する意見募集について

平成22年7月20日
総務省消防庁総務課
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
国土交通省航空局空港部空港政策課
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室
防衛省大臣官房文書課環境対策室

1．意見公募の趣旨・目的・背景

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の制定を予定しています。(概要については別紙参照。)

つきましては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のないご意見をくださいますようお願い申し上げます。

2．意見公募の対象

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

3．意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成22年 7月 20日(火)～ 8月 18日(水)(必着)

4．資料入手方法

以下のホームページに掲載

【電子政府総合窓口(e-Gov)】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/topics/index.html#iyaku>

【経済産業省】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

【環境省】 <http://www.env.go.jp/info/iken.html>

「6．意見提出先」において資料配付

5．意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式、以下の記入要領に従い、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で、ご提出ください。

この意見募集は、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省の6省それぞれにおいて同時に実施しております。ご意見は6省のうち、厚生労働省、経済産業省、環境省のいずれかの省にいずれかの方法でご提出いただければ、6省において考慮されることとなりますので、同じご意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

(注意事項)

ご意見は日本語で提出してください。

件名に必ず「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に対する意見」として記載してください。

郵送、FAXの場合は、A4版の用紙で提出してください。

電話及び匿名での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【記入要領】

(宛先)「6.意見提出先」のパブコメ担当あて

(件名)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に対する意見
(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください)

【氏名】(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・該当箇所(どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・意見内容
- ・理由(根拠となる出典等を添付又は併記してください)

6.意見提出先

パブコメ担当(以下のいずれかの窓口まで)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5253-1111 (内線 2427)

FAX: 03-3593-8913

E-mail: exchpro@mhlw.go.jp

経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-1511 (内線 8370)

FAX : 03-3580-2084

E-mail : qqhbbf@meti.go.jp

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3581-3351 (内線 6329)

FAX : 03-3581-3370

E-mail : chem@env.go.jp

7. その他

ご提出いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

ご意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

ただし、ご意見中に個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添)

省 課・室 パブコメ担当 宛

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に対する意見

【氏名】

(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【F A X 番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・ 該当箇所
(どの省令のどの部分についてなのか、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (根拠となる出典等を添付又は併記してください)